

—平成24年に匠総合法律事務所が勝訴した 建築裁判の判決内容を解説します—

住宅・建築・設計・不動産・土木の分野における各種法律問題を専門的に取り扱っている弁護士法人匠総合法律事務所が平成24年に受けた勝訴判決の解説を致します。

今年も専門性が高い法律事務所として、**住宅・建築業界にとって意義のある勝訴判決**をおさめることができました。

担当弁護士から訴訟進行上の悩みどころや裁判官へのアピールの成功したポイントなど、**勝訴判決に至る過程**も含め、**解説をさせていただきます。**

<スケジュール>

13時～13時30分 <弁護士 秋野 卓生>

『最新の住宅判例の傾向』

○勝訴判決の事案・判決骨子については裏面をご参照ください○

13時30分～14時30分 <弁護士 中川 藤雄>

- ・東京地裁平成24年4月4日判決（違約金請求事件）
- ・千葉地裁平成24年6月19日判決（建築請負代金請求控訴事件）

14時30分～15時 <弁護士 内田 創>

- ・東京地裁平成24年5月29日判決（請負代金反訴請求事件）
- ・東京高裁平成24年10月25日判決（請負代金反訴請求控訴事件）

15時～15時10分 休憩

15時10分～16時10分 <弁護士 吉川 幹司>

- ・横浜地裁小田原支部平成24年3月22日判決
（損害賠償金請求事件）
- ・名古屋地裁平成24年5月29日判決（損害賠償等請求事件）

16時10分～16時40分 <弁護士 有賀 幹夫>

- ・宇都宮地裁大田原支部平成24年9月19日判決
（損害賠償請求事件）

16時40分～17時40分 <弁護士 大友 秀剛>

- ・水戸地裁龍ヶ崎支部平成24年5月10日決定
（建物建築禁止仮処分命令申立事件、建物一部撤去仮処分命令申立事件、保全異議申立事件）
- ・千葉地裁平成24年3月12日決定（仮処分命令申立事件）

●日時

平成24年12月3日（月）
午後1時より午後5時40分
（12時45分より受付を開始いたします）

●会場

ちよだプラットフォームスクウェア
5階会議室
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-21
電話：03-3233-1511

●費用 5000円（税別）／人

（当日レジユメをお渡しいたします。）
※法律顧問先企業様は無料でご招待させていただきます。

お申しいただいた方へメールでご案内を差し上げます。また、参加費用は開催後、請求書をお送りいたします。



お申込方法

下記にご記入の上、FAXにてお申し込みください。

貴社名		
ご住所		
部署名	役職	お名前
TEL	FAX	E-mail

このままFAX：03-5212-6070してください。

*お問い合わせは 弁護士法人匠総合法律事務所(電話03-5212-3931)までお願いいたします。

*本書面に記載された個人情報は、当セミナーのご連絡、当事務所からのご案内の目的に利用いたします。

平成 24 年に匠総合法律事務所が勝利した建築裁判の判決内容紹介

◆中川弁護士

- ・ 違約金請求事件

◆内田弁護士

- ・ 請負代金反訴請求（控訴）事件

◆吉川弁護士

- ・ 損害賠償金請求事件
- ・ 損害賠償等請求事件

◆有賀弁護士

- ・ 損害賠償請求事件

◆大友弁護士

- ・ 建物建築禁止仮処分命令申立事件、建物一部撤去仮処分命令申立事件、保全異議申立事件
- ・ 仮処分命令申立事件



弁護士 秋野 卓生

住宅・建築・設計・不動産・土木の分野における各種法律問題を専門的に取り扱っている弁護士法人匠総合法律事務所における平成24年1月から12月までに受けた勝訴判決の解説を致します。

専門性が高い法律事務所として、住宅・建築業界にとって意義のある勝訴判決をおさめることができました。

担当弁護士の訴訟進行上の悩みどころや裁判官へのアピールの成功したポイントなど、勝訴判決に至る過程も含め、解説をさせていただきます。



弁護士 中川 藤雄

- ・ 東京地裁平成24年4月4日判決

(違約金請求事件)

(事件の概要)

定額請負であることを理由として、仕事の完成にあたり契約締結時における見積書記載の数量が施工されなかったことによる代金減額請求ないし不当利得返還請求を否定した事例。

- ・ 千葉地裁平成24年6月19日判決

(建築請負代金請求控訴事件)

(事件の概要)

契約書の取り交わし、打合せ等のない施主との間の水道工事につき、施主との直接契約か元請業者との下請契約であるかが争われ、施主との直接契約の成立が認められた事例



弁護士 内田 創

- ・ 東京地裁平成24年5月29日判決

(請負代金反訴請求事件)

- ・ 東京高裁平成24年10月25日判決

(請負代金反訴請求控訴事件)

(事案の概要)

元請業者が下請業者（個人の大工）に対して、自社の社名の入った個人の大工の名刺を100枚交付していたという事案において、元請業者の孫請業者に対する名板貸責任が認められた事案。

- ・ 横浜地裁小田原支部平成24年3月22日判決

(損害賠償金請求事件)

(事件の概要)

施主より瑕疵の補修費用及び慰謝料等700万円を超える損害賠償請求を受けた事案。一部の瑕疵の主張は認められたものの、同瑕疵が建物としての基本的安全性を損なう瑕疵ではないことを理由に不法行為に該当することは否定された上で、慰謝料、建築士調査費用及び弁護士費用の請求については、瑕疵とは因果関係がないとして棄却された。

- ・ 名古屋地裁平成24年5月29日判決（損害賠償等請求事件）

(事件の概要)

契約書添付の設計図書には記載されていないが、施主に対して契約締結前に交付していたパンフレットに記載された仕様が契約内容に含まれるのか、また、含まれないことを施主に対して事前に説明すべき義務を施工者が負うかが争点となった事案。契約書添付の設計図書に記載がない以上、施主指摘の仕様は契約内容には含まれないし、個別具体的な仕様が契約内容に含まれないことを確認する義務までは負わないとして施工者の説明義務が否定された。

弁護士 吉川 幹司



- ・ 宇都宮地裁大田原支部平成24年9月19日判決

(損害賠償請求事件)

(事件の概要)

平成23年3月11日に発生した地震により、構造欠陥のあった擁壁が崩落、損傷し、土地上部の建物に不同沈下等の被害が生じた事案につき、当該擁壁施工業者・その代表者、当該擁壁付き土地の売主・その代表者らに対して、共同不法行為に基づく損害賠償を請求し、全額認容判決を得た。但し、現在、控訴係属中である。

弁護士 有賀 幹夫



- ・ 水戸地裁龍ヶ崎支部平成24年5月10日決定（建物建築禁止仮処分命令申立事件、建物一部撤去仮処分命令申立事件、保全異議申立事件）

(事案の概要)

隣人による日照権侵害等を理由とする住宅建築工事禁止を求める仮処分命令申立に対し、建設中の建物が建築基準法等の日影規制（建築基準法第56条の2等）に適合した建物であり、本件建物によって隣地に生じる日影が受忍限度の範囲内であるという主張を展開して、前記申立の却下決定を得た事案。

- ・ 千葉地裁平成24年3月12日決定（仮処分命令申立事件）

(事案の概要)

下請業者が元請業者からの代金不払いに対し、同下請業者が留置権に基づき工事出来形を占有する旨の公示書を現場に掲示し、現場周囲に仮囲いを設置した行為に対する同公示書や仮囲いの撤去を求める仮処分命令申立が全面的に認められた事案。

弁護士 大友 秀剛

